

昭和六十二年二月二日提出  
質 問 第 三 号

医療機関が有する診療報酬請求権に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年二月二日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 原 健三郎 殿

## 医療機関が有する診療報酬請求権に関する質問主意書

社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に対して、医療機関が有する診療報酬請求権（以下「報酬債権」という。）を譲渡し、又はそれを担保とする金融が行われ、医療機関の経営がゆがめられ、多くの弊害を起こしている事実がある。

従つて、次の事項について質問する。

- 一 当局は、この事実を把握しているか。把握していれば、その全容を明らかにされたい。
- 二 このような報酬債権の譲渡、又は金融は適法であるか。その法的根拠を示されたい。
- 三 二項の行為を今後とも認める考えか、禁止する考えはないか。
- 四 倒産した医療機関が債権者に支配され、麻薬販布の策源地になると伝えられているが、その真相について明らかにされたい。

右質問する。